

奨学金を借りている学生に朗報! 卒業後、三重県に定住すれば、 返還額の一部を助成します!!

助成額 在学中に借受予定の奨学金総額の1/4(上限100万円)

助成金は、大学等を卒業後、就業し、**指定地域**に4年間居住した場合に助成金額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

例) 在学中に借受予定の奨学金総額が400万円の場合

助成金額は、100万円となります。

大学等を卒業後、就業し、指定地域に4年間居住した場合に

33万円を交付し、8年間居住した場合に残り67万円を交付します。

募集人数 20名

募集期間 平成30年7月5日(木)～平成31年1月11日(金)

応募資格 次の(1)から(5)までのすべてを満たす方

- (1)申請時に、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程の最終学年
又はその1年前の学年の在学生で、就業先が決まっていない方
- (2)指定地域(裏面参照)への定住を希望する方
- (3)常勤雇用又は個人事業主等として就業予定の方(公務員は除く)
- (4)日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方
(日本学生支援機構第二種奨学金は、対象外)
- (5)平成30年3月31日時点で35歳未満の方

学生、保護者の方へメッセージ

出身は、県内でも県外でもOK!!

在学する大学等は、県内でも県外でもOK!!

就業先は、県内でも県外でもOK!!

公務員以外であれば、どんな業種・就職でもOK!!

内定を得ていても、就業先を決めていなければOK!!



詳細は裏面を
ご覧ください

本事業ウェブサイトは
こちらから!!



三重県奨学金支援

検索

問い合わせ先

三重県 戦略企画部 戰略企画総務課 (〒514-8570 三重県津市広明町13番地)

電話 059-224-2009 FAX 059-224-2069 メール sensomu@pref.mie.jp

申込手続

- 本事業ウェブサイト（「三重県奨学生支援」で検索又は表面のQRコードを参照）にアクセスし、「平成30年度三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学生返還支援事業助成金募集要項」等をご確認のうえ、申請様式をダウンロードしてください。
- 申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えて、提出期限までに以下の提出先まで郵送（配達証明郵便）又は持参してください。

【申請書類】

- ・申請書（様式第1号）
- ・履歴書（様式第2号）
- ・在籍大学等の推薦書（様式第3号）
- ・奨学生貸与証明書又はこれに準ずるもの
- ・在学証明書

※出身世帯が生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方については、以下の添付資料を提出いただければ、審査において一定の配慮を行います。

- ・（出身世帯が生活保護受給世帯の場合）生活保護受給証明書（平成30年7月1日現在）
- ・（出身世帯が市町村民税所得割非課税世帯の場合）所得課税証明書（平成29年分）

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県 戰略企画部 戰略企画総務課

【提出期限】

平成31年1月11日（金）17時00分必着 ※郵送の場合は、配達証明郵便を利用すること

- 申請いただいた内容については、書面審査（一次審査）と面接審査（二次審査）を行い支援対象者の選考を行います。

指定地域

【全域が対象となる市町】



：伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町



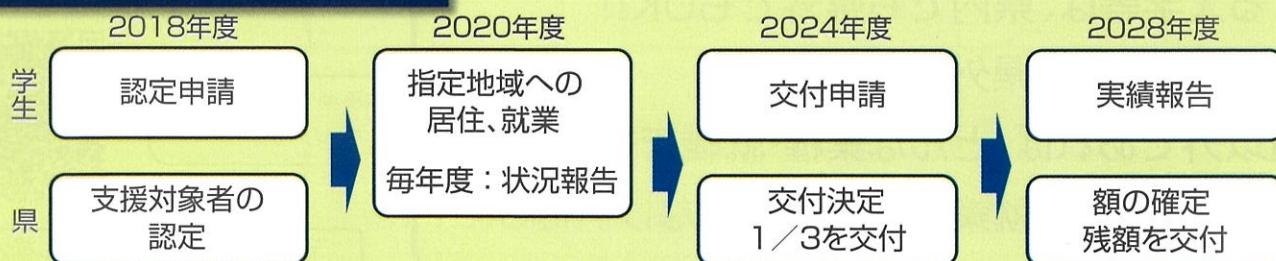
【一部の地域が対象となる市町】



：桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市、名張市

※詳細は、本事業ウェブサイトをご確認いただくか、問い合わせ先までお電話ください。

助成金交付までの流れ



※大学3年生が認定申請した場合

平成30年度 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金募集要項

1 応募資格

次の（1）から（5）までのすべてを満たす方

（1）申請時に、大学等の最終学年又はその1年前の学年の在学生で、かつ、就職先が決まっていない方

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：1年生以上 博士課程：最終学年又はその1年前の学年
大学（6年制）	5年生以上
大学	3年生以上
短期大学、高等専門学校等の専攻科	1年生以上
高等専門学校	4年生以上
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生以上 3年制課程の場合：2年生以上 4年制課程の場合：3年生以上

（2）三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則（平成28年三重県規則第68号）で定める地域（以下、「指定地域」という。）への定住を希望する方

（3）常勤雇用又は個人事業主等として就業する予定の方（ただし、公務員は除く。）

（4）日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方

（5）平成30年3月31日時点で35歳未満の方

2 募集人数

20人

3 募集期間

平成30年7月5日（木）から平成31年1月11日（金）まで

4 助成内容

助成金額：在学中に借受予定の奨学金総額の1/4（上限100万円）

助成金は、大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域に4年間居住した場合に助成金額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

例) 在学中の借受予定の奨学金総額が400万円の場合

助成金額は、100万円となります。

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域に4年間居住した場合に33万円を交付し、8年間居住した場合に残り67万円交付します。

5 指定地域

指定地域は、次の地域となります。

- ・離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- ・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する地域
- ・山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に規定する主務大臣の指定を受けた山村
- ・半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する主務大臣の指定を受けた地域
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する地域
- ・過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項（同法第 32 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域
- ・三重県準過疎地域自立促進要綱（平成 28 年三重県告示第 487 号）第 2 条（第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同要綱第 7 条第 2 項の規定により準過疎地域とみなされる区域

具体的には、次の地域となりますが、「(2) 一部の地域が対象となる市町」に記載されている地域のうち、「(旧○○町) 全域」と記載されている地域以外の地域への居住を希望されている場合は、上述の法律等で規定される地域に含まれるかどうかを個別に判断しますので、お問い合わせください。

(1) 全域が対象となる市町

伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 一部の地域が対象となる市町

桑名市 … (旧多度町) 古美

いなべ市 … (旧北勢町) 十社、川原、二之瀬

… (旧藤原町) 立田、白瀬、西藤原、篠立、古田、鼎、上之山田

鈴鹿市 … 深伊沢

亀山市 … (旧亀山市) 白川、野登、坂本

… (旧関町) 全域

津市 … (旧久居市) 榊原

… (旧芸濃町) 河内

… (旧美里村) 全域

… (旧白山町) 家城、倭、ハツ山、大原

… (旧美杉村) 全域

松阪市 … (旧松阪市) 全域
… (旧飯南町) 全域
… (旧飯高町) 全域
… (旧嬉野町) 宇気郷、中郷、嬉野小原
伊賀市 … (旧上野市) 丸柱、花垣、古山、比自岐、擢見、大滝、桂、きじが台
… (旧阿山町) 玉滝、丸柱、楨山
… (旧大山田村) 全域
… (旧青山町) 全域
名張市 … 国津

6 申請方法

申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類を添えて、提出期限までに(2)の提出先まで郵送（配達証明郵便）又は持参してください。

(1) 申請書類

- ・申請書（様式第1号）
- ・奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- ・履歴書（様式第2号）
- ・在学証明書
- ・在籍大学等の推薦書（様式第3号）

※出身世帯が生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方については、以下の書類を提出いただければ、審査において一定の配慮を行います。

- ・(出身世帯が生活保護受給世帯の場合) 生活保護受給証明書（平成30年7月1日現在）
- ・(出身世帯が市町村民税所得割非課税世帯の場合) 所得課税証明書（平成29年分）

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課

(3) 提出期限

平成31年1月11日（金）17時00分必着

※郵送の場合は、配達証明郵便を利用すること

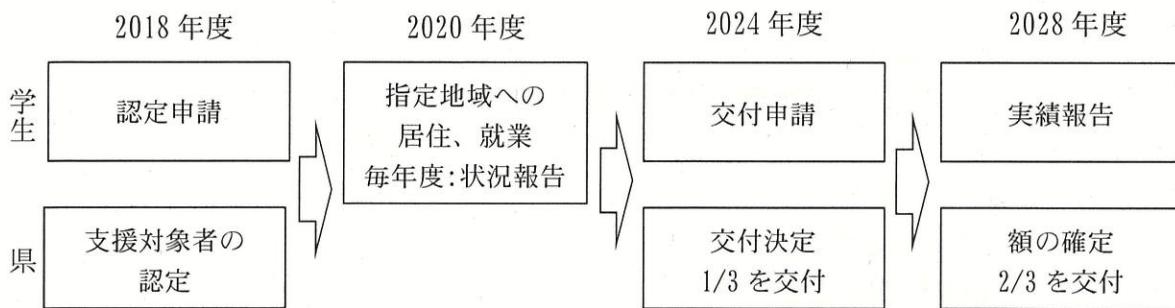
7 審査及び認定

審査は、書面審査（一次審査）と面接審査（二次審査）を行います。

面接審査は、書面審査（一次審査）を通過された方を対象として、2月下旬に実施する予定です。面接の日時が確定次第、本事業ウェブサイトでお知らせするとともに、申請者には個別にご連絡します。

なお、審査を行うため、必要に応じて、追加の資料を提出いただく場合があります。

8 助成金交付までの流れ（認定後の手続き）



※大学3年生が認定申請した場合

（支援対象者の認定）

○認定申請後、審査を経て、平成31年2月下旬までに審査結果の通知、支援対象者の認定を行います。ただし、認定を受けただけでは助成金は交付されませんのでご留意ください。

（状況報告）

○大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から実績報告（助成金額を確定するための最終の報告）を行うまで、毎年度、居住・就業状況等について状況報告を行う必要があります。

（交付申請及び交付決定）

○大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日が属する年度を含め4年度が経過した後、1月以内に交付申請を行っていただきます。交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

（助成金の支払い（第1回））

○交付決定後、助成金請求書を提出いただき、助成金額の1/3を交付します。

（実績報告及び額の確定）

○大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日が属する年度を含め8年度が経過した後、1月以内に実績報告を行っていただきます。実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

（助成金の支払い（第2回））

○額の確定後、助成金請求書を提出いただき、助成金額の残額を交付します。

9 問い合わせ先

〒514-8570 三重県戦略企画部戦略企画総務課

電話 059-224-2009

FAX 059-224-2069

メール sensomu@pref.mie.jp

地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業 Q&A（第3版）

（応募資格）

Q 1 県外出身で、県外の大学に在学していますが、申請できますか。

A 1 申請可能です。出身地や大学等の所在地で制限を設けていません。

Q 2 現在、企業から内定をもらっていますが、そこに就職するかどうか、まだ決めていません。申請できますか。

A 2 企業から就職内定を取得しているが、内定手続きを行わないなど内定企業に対して就職する意思を確定させずに就職活動を継続している場合は、申請可能です。

Q 3 現在、大学4年生で、大学院に進学する予定ですが、申請できますか。

A 3 申請できません。大学院に進学後、申請してください。

Q 4 出身地の市の奨学金の貸与を受けていますが、申請できますか。

A 4 日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金であれば、申請できます。
詳しくは、お問い合わせください。

Q 5 家業を将来継ぐ予定で、仕事を手伝う場合も申請できますか。

A 5 常勤雇用の実態があり、それを証明する資料を提出いただければ対象となります。

Q 6 他の奨学金返還免除・助成制度との併用は可能ですか。

A 6 他の奨学金返還免除・助成制度と併用しても、両制度による助成金額が在学中に借受予定の奨学金総額の範囲内であれば可能です。

なお、三重県医師修学資金、三重県保健師助産師看護師等修学資金、三重県保育士修学資金の貸与を受けている場合は、条件を満たせば全額免除となることから対象外とします。

Q 7 日本学生支援機構第二種奨学金は対象となりますか。

A 7 対象となりません。

(助成内容)

Q 8 大学院生ですが、「在学中に借受予定の奨学生総額」には学部生時代の奨学生も含まれますか。

A 8 含まれます。

Q 9 認定後に奨学生の借受予定の総額が変わった場合はどうなりますか。

A 9 認定通知書に記載の借受奨学生の総額を基準として算出した額が上限となります。

(指定地域)

Q 10 募集要項の指定地域一覧を見ただけでは、自分が住もうとしている地域が対象となるかわかりませんが、どうしたら良いですか。

A 10 お問い合わせ窓口（三重県戦略企画部戦略企画総務課企画調整班 電話：059-224-2009、FAX 059-224-2069、メール sensomu@pref.mie.jp）までお問い合わせください。

(申請手続)

Q 11 在籍大学等の推薦書は誰の名前で書いてもらう必要がありますか。

A 11 推薦文は、ゼミや研究室の指導教員等、申請者を一番良く知っている方に書いてもらってください。なお、推薦書の記名、押印は、原則、学長・校長等で公印を押印ください。

(審査)

Q 12 審査ではどのよう視点で審査するのですか。

A 12 地域貢献意欲や学生生活における姿勢等を審査します。

Q 13 履歴書に「希望する業種及び職種、就業場所」を記載する欄がありますが、これらも審査の対象となるのですか。

A 13 「希望する業種及び職種、就業場所」は、県内就職に向けた情報提供のために尋ねるものであり、審査項目として尋ねるものではありません。

(認定後の手続き)

Q 14 支援対象者の認定を受けた後、留年してしまったときはどうなりますか。

A 14 病気、けが等、やむを得ない事情による1年以内の留年を除き、留年又は退学された場合は、認定を取り消します。

Q15 途中で指定地域外に転居した場合はどうなりますか。

A15 原則、認定又は交付決定を取り消します。なお、転勤、その他、やむを得ない事情による通算3年以内の転居については、指定地域内に居住しているものとみなします。

Q16 途中で離職した場合はどうなりますか。

A16 離職した日から1年以内に就業できないとき又は離職期間の通算が2年を超えたときは認定又は交付決定を取り消します。